

住宅・土地統計調査の概要（前回調査）

参考 3

調査の目的

我が国における住宅や住宅以外で人が居住する建物、現住居以外の住宅や土地の保有状況、世帯の居住状況等の実態を把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得る。

調査の概要

調査の沿革	<ul style="list-style-type: none">▶ 昭和23年から「住宅統計調査」として開始以降、5年周期で実施▶ 平成10年からは、現住居以外の住宅・土地に関する調査事項を追加し、調査の名称を「住宅・土地統計調査」に変更。前回調査は15回目	
調査期日	平成30年10月1日現在	
調査範囲及び報告者数	<p>約370万住戸（注1） （標本調査区数：約21万8千調査区（注2））</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 調査票甲：約320万住戸 （標本調査区数：約18万8千調査区）▶ 調査票乙：約50万住戸 （標本調査区数：約2万9千調査区） <p>（注1）「住戸」とは、我が国における住宅、住宅以外で人が居住する建物及びこれらに居住している世帯をいう。 （注2）平成27年国勢調査調査区。市区町村の人口規模に応じて抽出した調査区を調査単位区に設定（70住戸を超える調査区については分割して調査単位区を設定）</p>	<p>調査票及び調査事項</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 調査票甲（ショートフォーム調査票） 世帯の構成、世帯の年間収入、現住居の状況（入居時期、居住室数、持ち家・借家の別、家賃等、床面積、建築時期等）、現住居の敷地の状況（所有地・借地の別、敷地面積、取得方法・取得時期等）、現住居以外の住宅・土地の所有状況（所有の有無及び所有する住宅・土地の種類）等▶ 調査票乙（ロングフォーム調査票） 調査票甲の調査事項に加え、現住居及びその敷地の名義人、現住居以外の住宅・宅地等の状況（所有する住宅戸数、居住世帯のない住宅（空き家）「その他」の所有状況、土地の種類別所有総数、各土地の所在地・所有形態・面積・取得方法・取得時期・利用現況等）等▶ 建物調査票 住宅の種類・建て方・構造、建物全体の階数、建物内総住宅数（長屋建・共同住宅の場合）等
調査組織	総務省（統計局）－都道府県－市町村－調査員－報告者 ※ 調査方法 ⇒ 調査票甲及び調査票乙：調査員調査、郵送調査又はオンライン調査 建物調査票：調査員が担当調査区内を巡回し、調査対象となる全住戸について、外観又は近隣住民への聞き取り等により調査	
結果の利用	<ul style="list-style-type: none">○ 国及び都道府県が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標○ 都市計画、土地利用計画、住宅マスタープラン等の企画・立案 ○ 国土交通白書や経済財政白書等における分析・評価○ 国民経済計算の推計 ○ 大学その他の研究機関等における都市・住宅・防災等の研究	